

# STL~~OWS~~WS

2012.9  
ストロズ  
Vol. 79

「遊魚動緑」  
高齢化率  
全国一の秋田県  
消費税法改正案が  
可決・成立

相続トラブル  
Q&A

「社長コラム」  
人生の真の  
成功とは


一人の百歩より  
百人の一步


STL~~OWS~~の法則

- 科学的思考 = *Scientific*
- 全体的思考 = *Total*
- 長期的思考 = *Long Range*
- 創造的思考 = *Original*
- バランス的思考 = *Well-balanced*
- 体系的思考 = *Systematic*

思いとビジョンを  
込めた人財戦略

社内提案力

 サービス付き  
高齢者向け住宅の  
供給促進

 株式 成功への提案  
会社 木村経営ブレイン  
木村光雄税理士事務所

# 遊魚動緑

## 高齢化率全国一 秋田県



代表取締役会長・税理士  
認定登録 医業経営コンサルタント

木村 光雄

病院では療養はできず、療養施設である老人福祉施設・老人保健施設・グループホーム・特定施設なども不足している。そのため在宅からショートステイに頼らざるを得ない。秋田県の高齢者10万人当たりのショートステイは51.2カ所と全国平均の24.3カ所の2倍を超えている。国民の60%以上が自宅での療養を希望しており、平成24年度の診療報酬・介護報酬でも重点的に評価している。「税・社会保障一体改革案」において、地域包括ケアシステムの構築の観点から次の四点の方向性が打ち出されている。

- 1、在宅サービス、居住系サービスの強化
- 2、介護予防・重度化予防
- 3、医療と介護の連携の強化
- 4、認知症対応の推進

在宅医療の定義は、住み慣れた自宅での訪問診療に適宜、往診を組み合わせる行う診療。だが、高齢化人口の増加とともに、独居老人や老夫婦世帯の増加に伴い、病院を退院することになっても自宅へ帰れない高齢者が住む場所として、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームや小規模多機能施設等、住宅の形態が多様化している。

### 現在の在宅医療

- ・自宅だけでなく、居住系の場所へ拡大。
- ・慢性期医療と亜急性期医療が主な役割。
- ・亜急性期には、中等症までの急性期疾患と急性期後の病状が不安定な時期の二つが含まれる。
- ・入院や詳細な検査が必要な場合には、病院等の医療施設との連携が必須。
- ・多職種、多施設の地域での連携が不可欠。
- ・患者さんを病人ととらえるのではなく、地域や家族の生活の一部ととらえる。
- ・日常生活には「生病老死」が存在。
- ・医師、看護師、介護士、ケアマネージャー、行政がチームとなって寄り添う。

「在宅医療とは、皆で支え、寄り添い、人が必ず迎える死によって次世代にメッセージを残す役割」

## 消費税法改正案が可決・成立

8月10日の参議院本会議で「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」をはじめとする社会保障と税一体改革関連法案が可決、成立した。

改正消費税法と改正地方税法により、消費税の税率は平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%へと段階的に引上げられる。改正法附則では、8%引上げに係る経過措置の基準となる「指定日」を平成25年10月1日としており、指定日の前日までに締結される工事等の請負契約に基づく譲渡は改正前税率が適用される。

今後、改正消費税法に対応した関係政省令等の改正が行われ、経過措置の政令委任規定が整備される。簡素な給付措置や給付付き税額控除、複数税率の導入、住宅や自動車への対応などについても検討されることになる。

～5の付く日に更新、当社のホームページに掲載している短信「遊魚動緑」をご覧ください。～

# “人生の真の成功とは” 「優れた人格を持つことである」



代表取締役社長・税理士  
 認定登録 医業経営コンサルタント  
**木村 岳二**

人生の真の成功とは何でしょうか。

創業者からの教会で、下記の表を頂いております。

事業発展計画書にも記載しており、人生の指標として、私も活用しております。皆様にとって、「私心なき経営」の道標及び役員・幹部の登用基準にもなると思いますので、是非ご活用ください。

財産、名誉、社会的地位等の社会的評価は、表面的成功である。

一人間性は発達心理と自他の関係から、次のような7段階に区分されますー

段階	区分	内容
第7段階	感化力のある人	●高い人格、模範行動で、人や世を感化してゆく人 1. 没我、超自我、一切個人我を捨てきて人類社会のために捧げる人
第6段階	包容力のある人	●清濁あわせのむ人 1. 個人我は、ほとんどなく、恩意識が高く、人の世のために尽し、受容の心、無限の愛情をもっている人
第5段階	指導力のある人	●人を教え導き、チームを率いる力のある人 1. 個人として優れているだけでなく、集団としての力を引出せる人 2. メンバーの個性を引き出し、チームリーダーとしての組織目標を達成する人 3. 部下を育てて任せ、部下の失敗は自分の責任とし、成功は部下の手柄にできる人
第4段階	開拓力のある人	●問題があれば進んで解決にのりだす人 1. 自分の限界を定めず、困難な問題に進んで取り組み、知識を創造し環境を開拓できる人 2. 明朗、積極心、向上心、好奇心に富み、一貫持続力、行動力の高い人
第3段階	自立力のある人	●権利、義務のわきまえがある、いわゆる一人前の人 1. 共生意識、社会人意識が確立し、組織における権利義務のわきまえのある人 2. 組織の規律を守り、生活の自己管理がしっかりでき、任された義務責任を果たすことができる人
第2段階	表面協調の人	●表面だけで、言行一致しない人 1. 表面上は人と協調するが、本心は別で面従腹背の人 2. 組織への認識はあるが、自分の利害、安全安定を主にして、要領打算で動く人 3. 依存心、責任回避、かけ引き、いいわけ、手抜き、サボリ、ごまかしをする人
第1段階	自己中心の人	●自分勝手に、わがままの強い人 1. 自分中心の考え方、行動をとる 2. 幼児的心理、協調性に欠け他を批判攻撃する、他罰傾向の人 3. 自己責任の自覚がなく、自ら正当化するか、逃避する傾向がある人

～社長ブログ「宝在心」、当社のホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。～

# 木村経営ブレイン 社内提案力コンテスト2012

## 1位 生命保険を真剣に考える

経営監査部 課長 岡田 忠史

皆様は、ご存知でしょうか。国立がん研究センターの統計では、今や日本人の「二人に一人」が、がんになることが分かっています。又、「国民病」という人もいます。ここまで、がんに罹る人が増えてくると、従来の死亡保障だけではなく、重大疾病保障が必要となってくるのではないのでしょうか。

弊社がいつも皆様に保険を提案させて頂く理由は、経営者の一時的な不在や退職による当面の運転資金、借入金返済資金、生存退職金の財源確保等だと思います。今回は死亡保障ではなく生存保障という目線で「重大疾病保障保険とがん保険の違い」についてご提案させて頂きました。

保険名	保障内容	保障額	給付方法
がん保険	がん	少額保障(300万円程度)	使途別の細かい給付
重大疾病保障保険	がん、心筋梗塞 脳卒中	多額保障(保険会社によっては、 最大1億円)	一括給付

法人：法人代表者の長期離脱時のリスクを少額のがん保険でまかなえるのか。

個人：細かい使途別の給付（一時金の後の通院、放射線治療等）より、一時金で受け取るタイプの方が良いのではないのか。

それぞれにメリット、デメリットはございますが、皆様ももう一度真剣に保険を考え、見直されてはいかがでしょうか。

**STLGWS**

## 2位 お金の大学校

経営指導部 竹田 佳孝  
 経営監査部 北 啓佑  
 宮島 直史

自社の強みを生かしたランチェスター戦略(地域一番を目指し、勝ちやすいものに商品を絞り、力を集中させ、エンドユーザーに一步でも近づいた接近戦的営業や直接的営業システム)をベースに、今まで培った自社の強みと周辺環境を分析することで新たな事業の提案をさせて頂きました。

### 《わが社の強み》

- ・ 税務申告件数が多い
- ・ 相続、医業に特化
- ・ 短大の講師実績がある
- ・ 保険の知識がある
- etc



### 《環境》

- ・ 相続税の増税
- ・ 高齢者割合の増加
- ・ 生涯学習需要の増加
- ・ 就活ならぬ終活がブーム
- etc



そこで、学びの場： お金の大学校の開校を考えました。

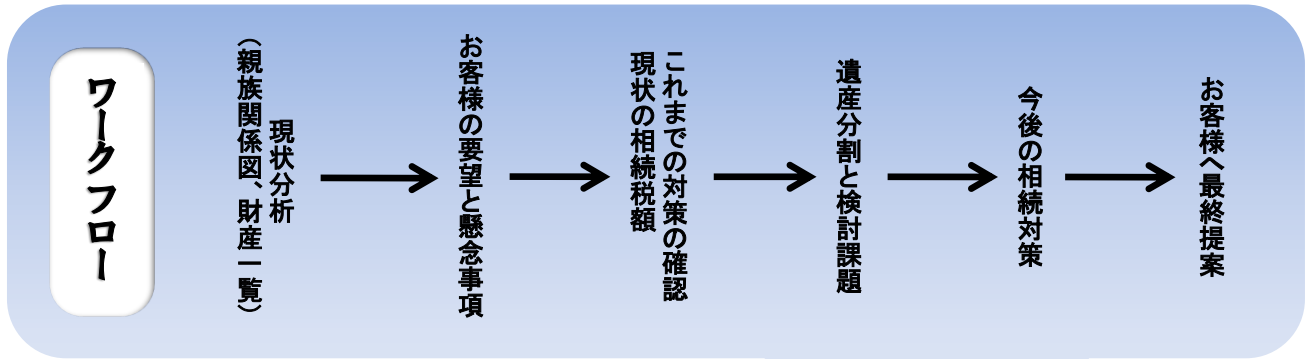
自社の強みや環境を鑑みて、終活(人生の終わりの為の活動)や相続について学ぶ場、又学習に付随したコミュニケーションを図る場として、お金の大学校を考えました。これにより当社としては、社員の質の向上や新規顧客の開拓、知名度のアップ、地域的コミュニケーションの場の提供を可能にするのではと考えました。これは一例ですが、自社の強みと周辺環境を考え、力を集中できる新規事業を考えるのはいかがでしょうか。

**STLGWS**

## 3位 総合的相続資産対策

相続資産部 課長 川水 信昭

今回、私は総合的な相続資産対策について提案させて頂きました。皆様にも分かりやすいように手順からお話しさせていただきます。また、対策例としてファミリーオフィスの活用などが挙げられました。



対策例：ファミリーオフィスの活用

### メリット

- ・最適な資産保有形態を検討して、一族の資産を保有あるいは管理する
- ・資産活用の収益を不平等なく分配できる
- ・資産が集中できれば、一族の意思決定をファミリーオフィスにおいて行うことができる

上記で示したようなファミリーオフィスの活用、遺言書の作成、皆様のご納得のいく遺産分割案の提示、相続税、所得税等を軽減する包括的な対策が今回の提案内容でした。ご興味のある方は、各担当者までご連絡いただければと思います。



STLGWS

## 特別賞 「原点」 会計 + 情熱

経営指導部 松田 裕樹

経営監査部 飯田 将史

弊社の基本的な商品は「事実に基づいた会計資料の作成と税額の計算」です。経営者の方々の中には、数字に拒否反応を示したり、苦手意識があるため、結果として数字を軽んじる方もいらっしゃいます。そこで今回、『解り易く、経営に役立つ財務資料と報告』について提案致しました。



予算 の作成と予実管理

毎月の会計データを基に、現状の課題や問題を洗い出し、そこを徹底的に改善する必要があります。しかし、何と比較して課題や問題を抽出するのか、また、どこを目指して経営を行うのか、その答えは『あるべき姿』つまり、期首に作成する会社の『予算』です。目指すと決めた目標を達成するために、数字から分かる課題や問題を洗い出し、解決法をともに考えます。



行動 計画と管理

予算作成と現状分析を行った上で考え出した解決法。その解決法を実践するのは御客様(経営者や社員)です。目標達成するための解決法がせっかく明確になっても、行動に移さなければ意味がありません。そこで、明確となった解決法を、どの様に行動に移すか、いつまでに行うかなどを決め、その結果、管理とさらにステップアップするための行動計画作成を常に行う必要があります。

STLGWS



## サービス付き高齢者向け住宅について



医業経営部 課長 野崎 寛

北陸3県のサービス付き高齢者向け住宅(以下、サ付)の登録数は64件となっており、県別で石川県26件、福井県21件、富山県17件となっている。

また、全国の総登録件数は2,117件、総登録戸数は67,385件となっている。(平成24年9月5日現在)サ付に対する支援措置(下記参照)の継続(あと数年)が見込まれること、平成26年4月からの消費税増税も考慮し、来年度の着工が大幅に増加することが予想される。

## サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置

### 《 高齢者等居住安定化推進事業:平成24年度予算額 355億円 》

### 予算

新たに創設される「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。

- <対象> 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等  
 <補助額> 建築費の1/10 改修費の1/3 (国費上限 100万円/戸)

### 税制

所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置によるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進

所得税・法人税	5年間	割増償却40%(耐用年数35年未満28%)
固定資産税	5年間	税額を2/3軽減
不動産取得税	(家屋)	課税標準から1,200万円控除/戸
	(土地)	家屋床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額

### 融資

- サービス付き高齢者向け住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資の実施と要件の緩和(=別担保の設定不要)
- サービス付き高齢者向け住宅の家賃の前払金について、民間金融機関のリバースモーゲージ(死亡時一括償還型融資)を、住宅金融支援機構の住宅融資保険の対象に追加(住宅融資保険法の特例)

上記支援措置補助事業の応募・交付申請受付期間が8月9日に以下のように変更された。

**(現行)平成24年11月末(予定)まで ⇒ (今回変更)平成25年2月末(予定)まで**

サ付の登録や補助事業の受付が大変込み合っている状況であり、実際の手続きの流れも時間がかかっているようで、資金計画においては時間的に余裕を持ったものにする必要があります。今年度から事業者に対し申請前にサ付登録完了を条件としていることもあり、応募期間の延長を行うが、申請の状況(予算枠を超える等)により、受付を停止することもありますのでご注意ください。

上記補助事業において、対象にならないもの(設計費、宅地造成費、厨房機器等)がございます。消費税について、仕入税額控除の申告予定事業者は消費税が補助対象となりません。その他注意する事項はたくさんございます。サ付着工前に上記支援措置の詳細を踏まえた事業計画を作成することが成功の前提条件となります。

当社ではサ付事業計画立案を行っておりますので、ご相談下さいますようお願い致します。

# 思いとビジョンを

# 込めた人財戦略



経営指導部  
 松田 裕樹

『企業は、人なり』という言葉、皆さんよく耳にされると思います。色々な解釈があるかと思いますが、「企業が成長し、その後から人がついて来るのではなく、人が成長した結果として企業が成長する」ことを表す言葉です。

昨今、大企業や公的機関に属する方による不祥事報道を新聞紙面などで多く目にします。一度世間に露呈した企業イメージは簡単に払拭することが出来ず、人が原因で企業を衰退させることもあります。『企業は、人なり』と言う古くから伝わる言葉の本当の意味を、多くの企業経営者が忘れ、利益や効率のみを追い求め、社員一人ひとりが持つべき倫理感や人格を高める教育を怠ってきた結果引き起こされた悲劇ではないでしょうか。

経営資源に乏しい私たち中小企業における『人』の重みは、大企業以上に大きく、人の確保や育成は、いつの時代も重要な経営課題のひとつです。しかし、そうは言っても、日々の仕事に追われ、人の確保・育成の重要性を認識しながらも十分な対策が講じられていない企業が多いのが現状です。

そこで、中小企業が『強くあり続けるため』の人財戦略のポイントを簡単にまとめました。

## 採用の手間を惜しまない人材確保

- 1) 新卒・中途にかかわらず企業独自の採用基準、採用方法を構築する。
- 2) 経営者はできる限り、自らが面接を行う。
- 3) 学歴や職歴だけでなく、経営者自らの直観を尊重することにもときには重要である。

## 人材を人財(※1)に育てる育成戦略

- 1) 長期的な育成プランを作り、継続的に実行する。
 

① 経営理念に沿った人材の確保	② 人材を長期的な観点から育成する。
③ 社員が経営理念に共感する。	④ 社員の企業への帰属意識が高まる。
⑤ 社員の定着率も向上する。	⑥ 社員のパフォーマンスが向上する。
⑦ 企業の業績が上がり、より優秀な人材確保の余力が生まれる。	
①～⑦のサイクルを長期的かつ継続的に動かしていくことが重要である。	
- 2) 学び合う風土を作る。  
 お互いを企業の戦力として認め合い、共にモチベーションを高め合う姿勢をより重視する。教育担当者任せでなく、組織としての取り組みが必要。学び合う風土は「聴き合う風土」でもある。経営者自らがこうした姿勢を示し、学び合う風土作りに努めていかなければならない。
- 3) 育てる力を養う。  
 人財育成そのものが育成する側・育成される側双方の成長につながる業務の一環であることを、管理職社員に認識させ、人財育成の取り組みをシステムとして社内に浸透させる必要がある。

※1 人財とは…企業にとって、企業財産のように存在価値の高い人

経営者の思いやビジョンが反映された人財育成への取り組みやシステム構築を弊社でお手伝いさせていただきます。弊社担当者まで是非ご相談下さい。

## 相続トラブル Q&A

皆様の中には、相続はあってもトラブルは起きないと考えている方々もいらっしゃると思いますが、結構な割合でトラブルが起きることがあります。そこで、今回は相続トラブルのQ&Aを作成してみましたので、一度確認してみたいはいかがでしょうか。

### Q 1 遺言と遺留分

父方の祖母が亡くなりました。私と祖母は一緒に生活しており、祖母は財産を全部私に相続させる遺言を遺してくれていました。しかし、父の兄(伯父)が「遺留分の侵害だから裁判をする」と言っているそうです。祖母の財産であるマンション等は手放さないといけないのでしょうか？

**A 1** 遺言書によって法定とは異なる相続割合を定めたり、法定相続人以外の第三者に相続させたりすることも可能ですが、一定の法定相続人には一定の割合で遺留分が保証されています。遺留分は簡略化すると、「相続財産×法定相続割合×遺留分割合」で計算できます。被相続人が祖母、相続人が父と伯父であれば、伯父が相続する法定の相続割合は2分の1です。相続人が子だけの場合の遺留分割合は2分の1なので、伯父は相続財産の4分の1については遺留分として権利を主張できるのです。遺留分については、侵害された相続人からの減殺請求により権利が移転し、一般調停や訴訟によって権利義務を確定させます。実際には、マンションそのものを手放すのではなく、代償金の現金払いにより解決するケースが多いようです。

### Q 2 借金

昨年亡くなった父には100万円程度の貯金しか財産がなく、兄弟で話し合い、父の面倒を見た私がもらいました。今になり急に借金の催促の手紙が来ました。父は生前に500万円の借金があったようで、これは私が支払わなければならないのでしょうか。

**A 2** 相続人は、相続開始を認識又は認識できたであろうときから、3ヶ月の熟慮期間内に、①単純承認、②限定承認、③相続放棄のいずれかを行わなければなりません。期間内に限定承認も相続放棄もしないと、単純承認と見なされます。単純承認した場合は、被相続人の権利義務を無限定に全部承継したことになります。この相続人は熟慮期間内に、限定承認も相続放棄もしていないので単純承認したものと同様に、被相続人の債務も相続したと扱われます。過去には、相続人が相続財産はまったく存在しないと誤信したゆえ、熟慮期間の延長を認めた判例が出ましたが、預金を相続し消費した場合は、このように判断されることは困難です。こういった結論は一見すると相続人に酷なように思えますが、預貯金等の財産を相続する以上、借金等の財産があれば、これも相続するのが原則です。親族なら、支払いの督促や返済の痕跡から借金の存在を推測できます。

### Q 3 認知症

認知症の母の面倒を姉が見ています。見舞いに行くと、母が私に、「姉に遺言を書かされそうになった」と話してきました。認知症によるせいかもしれませんが、姉の性格からすると、あながち嘘とはいいい切れません。阻止する方法はあるのでしょうか。

**A 3** 認知症の人でも、遺言能力(自分の行為の結果を認識・判断できる精神能力)があれば、遺言することは可能です。この質問では、相続人が、母に遺言能力がないという証拠や、詐欺・脅迫の証拠を残す方法も考えられますが、裁判で決定的な証拠となるかは不明です。一つの対策として、認知症の進行の程度次第ですが、家庭裁判所に成年後見の申し立てをすることが考えられます。成年後見が開始されると、成年被後見人(母)は、事理弁識能力を一時的に回復したときでも、医師2人以上が立ち会わなければ遺言できないなど、特別な方式に従わなければ遺言できなくなります。事実上、もう一人の相続人(姉)が母に不本意な遺言を強制的に書かせることは、不可能になるでしょう。成年後見の開始までは申し立てから数ヶ月はかかるため、それまでに遺言が作成されてしまうことはあります。その際にも直後に成年後見が開始されているので、後々の裁判で、後見開始直前の遺言も無効と判断されやすくなると思われます。

#### <編集後記>

初秋の候、依然として残暑が厳しく感じられる日々を皆様は、いかがお過ごしでしょうか。秋と言えば、食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋・・・とたくさんあります。実りの多い秋になるよう、日々精進して参りたいと思います。残暑でお疲れもあるとは存じますが、くれぐれも無理をなさらず、ご自愛ください。 安田

【発行人】木村 岳二 【編集責任者】本田 剛士

【編集者】松田 裕樹、由井 雅代、宮島 直史、安田 幸平